

栗津小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法）第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめを許さない学校づくりのために

- (1) いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを全教職員が認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童一人一人を大切にすること意識を高め、温かい人間関係を築く。
- (4) いじめが解決したと思われる場合も、教職員の気づかないところでいじめが続いている可能性を認識し、継続して見守る。
- (5) 定期的な調査に加え、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- (6) 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。

2. いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

① 構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，教育相談担当，該当児童担任
スクールカウンセラー，いじめ対応アドバイザー，心の相談員
※その他必要に応じて，関係の教職員が加わる。

② 役割

- ・月1回の児童理解の会で、いじめ問題や気になる児童について情報交換をする。
- ・問題が生じた時に随時、対策委員会を開き、早期に対応を行う。また、スクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザーなどの外部人材を活用し、改善への具体策を打ち出す。
- ・再発防止策の検討と今後の具体的方針を決定する。

3. いじめの未然防止

① お互いの個性を認め合い、尊重し合う態度の育成 子ども主体の活動の推進

○ 一人一人の子どもを大切にしたい学級経営

- ・自己存在感の感受
- ・自己決定の場の提供
- ・共感的人間関係の育成
- ・安全、安心な風土づくり
- ・Q-Uの有効活用

○ 児童の意識啓発

- ・道徳、学級活動における人権教育の推進

○ 人間関係作りのトレーニング

- ・ディベート・ソーシャルスキルトレーニング
- ・ロールプレイング・構成的グループエンカウンタ

○ 集団活動・体験活動の推進

- ・社会性や情操を培う
- ・生き方を学ぶ
- ・ボランティア活動の推進

○ きめ細かな学習指導

- ・学習遅滞児童へのサポート
- ・わかる、できる喜びのある授業

○ 保護者との連携

- ・家庭訪問・学校便り・HPによる理解と啓発

安心感を与える

- ・認める
- ・心を理解し、孤独感を少なくする
- ・居場所を作り、自己存在感を感じられるようにする
- ・何をしてよいか、いけないかの基準をはっきりと示す。

社会的能力を育てる

- ・状況を正しく判断し選択決定する力
- ・聞く力、話す力(コミュニケーション能力)
- ・相手の立場や気持ちを思いやる力
- ・問題を解決する力

保護者との信頼関係

子ども同様、保護者も「親の気持ちを分かかってほしい」と思っていることが多い。保護者の困り感やゆとりのなさ、失礼な言動となって表れることがある。そのような保護者の心理を読み取り働きかけていくことが信頼関係を生む。